○農林水産省告示第千三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百五十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
郡上市白鳥町那留字那留ヶ野一五〇二番二三九から同市高鷲町ひるがの四六七二番一一六まで	前	最大 二九八	一八、二二〇
		最小 二一	
	後	最大 三一一	
		最小 二二	

高山市荘川町野々俣字後谷一〇八〇番から同市清見町上小鳥字下沢上六九〇番二まで

	前	最大	四五五
		最小	一二
	後	最大	四五五
		最小	二一

二一、九〇三

○国土交通省告示第七百六十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東海北陸自動車道	郡上市白鳥町白鳥字曽部知二八〇番五五三から同市高鷲町鮎立字大ヶ野五八〇八番七まで	平成三十年六月十九日六時
〃	高山市清見町上小鳥字池ノ島九四〇番二から同市清見町上小鳥字下沢上六九〇番二まで	〃

○国土交通省告示第七百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

波当津川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字ヲンジ原一番四一の上流筆界を左右各岸まで延長した線から次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線までの区間の波当津川中心線から左右各岸八メートルまでの土地の区域及び同区間の河川敷

大分県佐伯市蒲江大字波当津浦

字小松ヶ谷	一六六番一　一号
地先道路敷	
字大井谷	四七四番　二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱三号から八号までを順次結んだ線及び標柱三号と八号をイに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県佐伯市蒲江大字波当津浦

字安部谷	八一番二　三号
地先道路敷	
字コエノ後	一六七六番三〇六　四号
字ヲンジ原	一番一九六　五号及び六号
	一番一〇一　七号及び八号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱九号と十三号をイに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県佐伯市蒲江大字波当津浦

字ヲンジ原	一番一四五　九号
	一番一九五　十号及び十一号
	一番一五〇　十二号
	一番五八　十三号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱十四号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十四号と二十二号をイに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県佐伯市蒲江大字波当津浦

字ヲンジ原	一番四九　十四号
	一番六四　十五号から十七号まで
	一番八五　十八号
	一番一八六　十九号及び二十号
	一番三八　二十一号
	一番五七　二十二号

○国土交通省告示第七百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成三十年六月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

波当津川